

## 使用料の算定について [ 概要 ]

平成22年2月18日

### 1 受益者負担の原則

公の施設の管理運営には多額の費用が必要ですが、それらを全て公費（税）で賄うことは、施設を利用しない市民の税からも費用が賄われることとなります。そこで、その費用の一部を「使用料」として、施設利用者に負担を求めることによって、施設を利用しない市民との公平性を確保しています。このように、施設利用という利益を受けたことに対して、応分の負担を求めることを「受益者負担の原則」と言い、法律でも地方自治体で徴収することが認められています。

### 2 使用料算定の考え方

使用料の算定にあたっては、「受益者負担の原則」に基づき、施設利用者（受益者）と利用しない市民（納税者）との公平性を確保するための適正な負担のあり方という視点で、明確で統一的な基準を設けることとし、次の算定式によって算定します。

使用料算定式

$$\text{使用料} = \text{算定基準額} \times \text{負担割合} + \text{事務費}$$

算定基準額： 公の施設にかかる費用のうち、公費で負担する範囲を除いたもので、利用者に負担を求めようとする費用の基本となる額

負担割合： 算定基準額のうち、施設の性質に応じて設定する、利用者に負担を求める費用を算定するための割合

事務費： 算定基準額に含めない、市職員による施設の管理運営にかかる事務的経費として、利用者一律で負担を求める額

この算定式を基に、近隣市との料金比較や現行料金との差額の多寡などの考慮すべき要因を適切に反映しながら使用料を定めることとします。

なお、減免制度についても、その適正化に向けて見直します。

### 3 使用料算定の施設区分

原則として、使用料は、各施設単位で算定基準額及び負担割合を算定します。ただし、市内各所に複数設置されている施設や、どの施設でもサービス内容が同じである貸室やホールについては、同一の区分として算定します。

複数設置施設（運動場やテニスコートなど）

地域ごとの利便性や施設の新旧などの差異があるものの、同種の施設間で料金に差異を設けることは公平性に欠けると考えられるため。

貸室・ホール（市民会館や福祉文化会館、市民総合センターなど）

いずれの施設においても同様のサービスを提供しているため。

## 4 算定基準額

算定基準額は、施設の建設からサービス提供に至るまでに要した全ての費用のうち、公費で負担する範囲を除いたものとします。

### 公費で負担する範囲

公の施設は「市民全体の財産」であり、その整備は市の役割であることから、施設の建設等に要する基本的費用は、公費負担とします。また、各施設で催される各種イベントの実施にかかる費用についても公費負担の範囲とします。

### 受益者負担の範囲

公の施設の日常的な利用にかかる部分の費用については、受益者負担の範囲であると考えられることから、施設の予約受付等にかかる窓口臨時職員の経費や光熱水費、清掃委託などの日常の「維持管理費」を受益者負担の範囲として算定基準額を計算し、各施設の「1㎡あたりの時間単価」に貸出面積を乗じて得た額とします。

#### 公費で負担する範囲

- ・用地取得費
- ・施設建設費  
(減価償却費を含む。)
- ・維持管理費  
(大規模修繕費・備品購入費)
- ・イベント実施費用

#### 受益者負担の範囲

- ・維持管理費  
(設備点検や清掃等の委託料、  
光熱水費)
- ・窓口臨時職員の経費  
(施設の維持管理、貸出業務等にか  
かる部分)

#### 算定基準額算定式

$$\text{算定基準額} = \text{各施設の1㎡あたりの時間単価} \times \text{貸出面積}$$

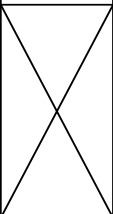
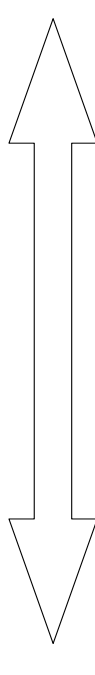
## 5 負担割合

負担割合とは、それぞれの公の施設で算定した算定基準額のうち、どこまでの範囲を利用者に負担してもらうのが適正なのかを設定するものです。

受益者負担の原則に従えば、算定基準額の全てを利用者に負担してもらうことにはなりますが、公園などのように、広く一般市民が利用し、行政が責任を持って提供すべき施設では、利用者の負担ではなく、全てを税で負担するほうが望ましい場合もあります。また、体育館や市民会館など、人によって必要性が異なる施設については、必ずしも行政が提供すべきではないものの、市民の健康増進や文化振興などの観点から、税で一定の負担をし、利用者の負担を軽減することによって、利用を促進することが求められるものもあります。

このように、施設の種類や性質に応じて、行政として負担する必要性の度合いが異なることから、公費及び受益者の負担割合とも「50%」ずつとすることを原則とした上で、それぞれの施設の性質に応じて、当該施設が提供するサービスの「民

間における提供の有無」と、当該サービスの内容が「基礎的か選択的か」という点を勘案して、次のとおり負担割合の区分を設定します。

区分	設定の考え方	施設の例	受益者の負担割合	民間	基礎的 選択的	
1	民間で同種のサービスが提供されている施設は、税の投入により民業を圧迫しないよう、算定基準額の全てを受益者負担とする	市民プール（レジャープール相当部分）、斎場（告別式場）など	100% (公費0)	有		
2	民間では同様のサービスが提供されにくく、人によって必要性が異なるが、市民の健康増進や地域活動の推進など、一定の公共性が認められる施設は、算定基準額を行政と受益者とで50%ずつの負担とする	市民会館、福祉文化会館、公民館、コミュニティセンター、市民農園、運動場、市民体育館など	50% (公費50)		選択的	
3	法律で無料とされる施設や、広く市民の利用に供する施設及び教育施設など、公共性が高く、行政として積極的に提供すべき施設は、算定基準額の全てを行政が負担する	図書館、都市公園（運動場・庭球場を除く）、文化財資料館、青少年野外活動センター、川端康成文学館など	0% (公費100)		無	基礎的

**基礎的か選択的かの区分**

市民の日常生活においてほとんどの人に必要とされ、生活の節目ごとに社会的に提供すべきサービスを基礎的、また、生活や余暇をより快適で潤いのあるものにするための、人によって必要性が異なるサービスを選択的とし、その程度に応じて分類します。

**6 事務費**

事務費は、市職員による施設の管理運営にかかる事務的経費を言います。市職員に係る費用については、算定基準額には一切含めないこととしておりますが、施設の受付等は臨時職員で対応している場合でも、実際には、施設や臨時職員等の管理監督業務、また、各種契約等の事務など、市職員がその管理運営に何らかの形で必ず関与しています。そこで、その分の費用を利用者に対して、一律定額で負担を求めます。

事務費については、手数料的なものとして位置づけ、必要最小限の負担を求めることとし、その金額は、午前、午後、夜間の貸出区分ごとに300円とします。全日分の使用料算定では、900円となります。

## 7 使用料の算定

使用料は、先に述べたように、次の算定式で算定します。

使用料算定式

$$\text{使用料} = \text{算定基準額} \times \text{負担割合} + \text{事務費}$$

### (1) 今回の使用料の算定から除外するもの

法令等により算定方法が定められている使用料（市営住宅使用料、障害福祉会館利用料など）や、府内・北摂で統一されている料金（道路占用料など）、懇談会等の答申に基づき算定する使用料（幼稚園保育料、水道使用料、下水道使用料など）については、別途算定します。また、市営駐車場や庭球場については、今回の算定式での算定になじまないことから、別途算定します。

### (2) 無料施設の有料化

条例上無料としている施設については、一般の使用を前提として、その有料化を検討します。なお、老人福祉センターについては、貸室利用の考え方にはなじまないことから、老人福祉法の「無料又は低額な料金」での利用という趣旨を踏まえた上で、利用者から施設利用料として徴収するものとします。

### (3) 利用者区分等の設定

施設の種類や性質に応じて、子ども料金などの利用者区分等を設定することで、市民ニーズに応えられる施設もありますので、その基準を設定します。

子ども料金（個人利用施設）（未定）

団体割引（個人利用施設）（未定）

市民以外の割増

市民以外の利用に際して割増料金を設定する場合は、負担割合を100%とした上で算定した金額を基本とします。

営利目的の割増

営利目的での施設利用に際して割増料金を設定する場合は、負担割合を100%とした上で算定した金額を基本とします。

平日・昼間料金（未定）

### (4) 激変緩和措置

算定式により使用料を算定した結果、現行料金の1.2倍以上の引上げ、または、0.8倍以下の引下げとなる場合は、段階的に料金改定を行い、概ね3年以内に算定料金に移行します。

## 8 減額・免除制度

### (1) 基本的な考え方とこれまでの経緯

減額・免除制度は、高齢者や障害者への配慮や、各種団体活動への財政的な支援を目的として、実施しているものですが、その理由が拡大的に解釈されたり、ある施設での適用団体を他の施設でもそのまま画一的に適用するなどの事例が多く見受けられました。

この制度は、あくまでも「受益者負担の原則」の例外として限定的、特例的に実施されるべきものであることから、今回、この状態を是正し、適正な制度へと導くために、基準を明確化するとともに、対象団体を整理することとします。

#### (2) 制度の対象から除外する施設

広く市民の利用に供する施設である市民会館や福祉文化会館、市民総合センター、生涯学習センターについては、減額・免除制度を廃止します。

#### (3) 減額・免除制度の基準

庁内各施設の共通事項(10割)

市・市の機関が使用する場合（後援、協賛、協力等は、適用の対象外）

指定管理者制度導入施設で、利用料金制の施設は除く。

当該施設の指定管理者が使用する場合

団体の利用に応じた限定的な取扱事項(10割)

地域の連帯、人権、障害、男女共同参画、消費者問題、労働、学校教育、青少年をキーワードに、本市の施策を推進するにあたり、行政との協働の観点から相互に協力関係にある団体に対しては、減額・免除制度を適用します。（ただし、同一団体が複数回利用する場合は、公平性の観点からその適用を制限することも可能とします。）

市長が特に必要と認める事項(5割)

原則として上記の基準を適用しますが、想定できない状況も考えられることから、真にやむをえない場合のみ適用します。

#### (4) 個人利用にかかる取扱い

個人利用にかかる減額・免除の取扱いは、平成14年の見直しの際に、下記の基準としました。公的扶助受給者や障害者については、これまでどおりの取扱いが必要ですが、高齢者については、少子高齢化社会の進展に伴い、対象年齢を見直します。

個人利用にかかる減額・免除の取扱い

減額又は免除の基準

ア 公的扶助を受けている者が使用するとき

イ 障害者（介助者1人を含む）が使用するとき

ウ 高齢者が使用するとき

エ 幼児、小学生、中学生が使用するとき

オ その他市長が適当と認めるとき

減額又は免除の区分

使用目的に応じ、免除又は減額のいずれかを選択

## 9 その他

### (1) 事務の簡素化、効率化

今回の見直しでは、算定基準額を基に算定しましたが、市民の負担をできるだけ軽減させるためにも、管理運営経費の削減に向けた取組みが必要となります。

そのため、毎年実施している「行政評価」により、定期的に見直しを行い、市民サービスの向上はもとより、一層の事務の簡素化、効率化に努めていきます。

(2) 市民への説明責任

料金改定の際は、できるだけ早い時期に広報誌やホームページ、窓口等で市民への周知に努め、混乱が生じないように配慮します。

また、市が市民に受益者負担を求めるからには、「なぜ、これだけの負担が必要なのか」を説明する責任が市にあります。そのため、市では、今回算定した算定基準額や負担割合を、情報ルームやホームページ、窓口等で公表していきます。

(3) 指定管理者制度導入施設

指定管理者制度を導入している施設のうち、利用料金制を採用している施設では、料金改定に伴い、利用料金収入が増減（単価の増減×料金改定に伴う利用者の増減）する可能性があるため、指定管理料の増減等も含めて指定管理者と協議し、双方が合意できた場合は、料金を改定することとします。利用料金制でない施設では、料金改定による指定管理者への影響は小さいことから、指定管理者と協議のうえ、今回算定した料金に改定します。

(4) 定期的な見直し

受益と負担の公平性、運営改善努力を確保するために、毎年、「行政評価」と併せて算定基準額の再計算と料金の適正度の評価を実施するとともに、その結果を公表することとします。

なお、評価は毎年行いますが、料金の改定は、原則として3年ごとに見直すこととします。ただし、著しく算定基準額が変わるなど、特別な事情が生じたときは、その都度見直すこととします。

今後、市としても、利用者に負担を求めるだけでなく、より一層の施設サービスの向上及び管理運営の効率化に取り組むことで、市民にとって利用しやすい施設となるよう努めていきます。